

■ 中部経済産業局が締結した契約について苦情のある方へ ■

支出負担行為担当官
中部経済産業局総務企画部長

中部経済産業局が締結した契約について苦情がある場合には、以下により申立てを行うことができます。

1 苦情の申立てができる者及びその範囲

(1) 一般競争入札に係るもの

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、支出負担行為担当官等により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある場合は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。

(2) 指名競争入札に係るもの

当該入札と同一の契約の種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して非指名理由についての説明を求めることができます。

(3) 随意契約に係るもの

当該契約の相手方として選定されなかった者であって、契約履行できる能力があると判断された者のうち、選定されなかった理由に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、様式「苦情申立書」を作成し、以下に掲げる期間内に書面又は電子メール（送付先は9に記載）により、支出負担行為担当官等に対して行うことができます。

(1) 1(1)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

(2) 1(2)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。（休日を含まない。）

(3) 1(3)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。（休日を含まない。）

3 苦情申立てに対する回答

苦情の申立てがあつた場合は、支出負担行為担当官等は苦情を申立てることができる最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面又は電子メールにより回答いたします。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとしています。

4 再苦情の申立てができる者及びその範囲

1(1)、(2)及び(3)に掲げる苦情の申立てを行った者であつて、支出負担行為担当官等から回答を行った書面又は電子メールによる回答に対して不服がある者は、再苦情の申立てを行うことができます。

5 再苦情の申立ての方法

再苦情の申立ては、様式「再苦情申立書」を作成し、苦情申立てに対する回答を受け取った日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面又は電子メール（送付先は9に記載）により、大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に対して行うことができます。

6 再苦情申立てに対する回答

再苦情の申立てがあつた場合、会計課長は契約評価監視委員会に審議を依頼します。同委員会は再苦情に係る申立てがあつた日から概ね50日以内（休日含む。）に審議を行い、意見書を作成した後、会計課長に報告を行います。

会計課長はその報告がなされたときは、報告を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）を目途に、再苦情の申立者に対して審議の結果を書面又は電子メールにより通知いたします。

7 政府調達について

政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象となる政府調達については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われています。

8. 苦情及び再苦情の公表について

3及び6により支出負担行為担当官及び会計課長が回答を行ったときには、2による苦情申立者及び5による再苦情申立者から提出された内容と支出負担行為担当官等及び会計課長が行った回答の内容を速やかに公表するものとします。

9. 本件に関する問い合わせ先

(1) 2に掲げる苦情の申立

中部経済産業局総務企画部会計課

住所 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

電話番号 052-951-0250 (ダイヤルイン)

E-mail bz1-qchbsb@meti.go.jp

(2) 5に掲げる再苦情の申立

経済産業省大臣官房会計課契約担当

住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (本館10階東2)

電話番号 03-3501-1616 (ダイヤルイン)

E-mail bz1-kaikeikujyo-meti@meti.go.jp